

令和5年白老町議会全員協議会会議録

令和5年12月12日（火曜日）

開 会 午後 4時49分

閉 会 午後 5時23分

○議事日程

1. 下水道事業会計における消費税及び地方消費税の更正について
 2. 介護保険料の賦課更正について
-

○会議に付した事件

1. 下水道事業会計における消費税及び地方消費税の更正について
 2. 介護保険料の賦課更正について
-

○出席議員（14名）

1番 水口光盛君	2番 田上治彦君
3番 氏家裕治君	4番 長谷川かおり君
5番 西田祐子君	6番 前田弘幹君
7番 森山秀晃君	8番 佐藤雄大君
9番 貳又聖規君	10番 前田博之君
11番 森哲也君	12番 飛島宣親君
13番 広地紀彰君	14番 小西秀延君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	大塩英男君
副 町 長	大黒克巳君
総務課長	高尾利弘君
総務課主幹	太田誠君
上下水道課長	舛田紀和君
上下水道課主幹	瀬賀光子君
高齢者介護課長	山本康正君
高齢者介護課主幹	打田千絵子君
高齢者介護課主任	伊藤沙織君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 本間 力 君
主 幹 小山内 恵 君

◎開会の宣告

○議長（小西秀延君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 4時49分）

○議長（小西秀延君） 本日の全員協議会の案件は下水道事業会計における消費税及び地方消費税の更正について。介護保険料の賦課更正についての2件であります。

それでは、1つ目の下水道事業会計における消費税及び地方消費税の更正についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 本会議に引き続きまして、お疲れのところお時間をいただきまして誠にありがとうございます。本全員協議会におきましては、下水道事業会計における消費税及び地方消費税の更正についてでございます。このたび下水道事業会計において不適切な事務処理が発生したことにつきまして、町民の皆様、議員の皆様にご心からお詫びを申し上げ、その内容についてご報告を申し上げたいと思います。本件の事案につきましては、下水道事業会計におきまして消費税及び地方消費税について過大に申告、納付をしていたことが判明したものでございます。平成29年度以降の申告分につきまして、約3,145万円の更正請求を行いました。平成28年度以前の申告分につきましては時効となり還付を受けることができず、約1,263万円の損失となるものでございます。関係職員の処分でございますが、11月29日付で上下水道課課長、上下水道課主幹、過年度に及びますので当時の上下水道課課長職2名を訓告処分といたしております。さらに特別職の責任を明らかにすべく、私の1月支給の給料10分の1を1か月減額させていただきたいと考えてございます。これまで適正な事務の執行について指導してきてございますが、改めて再発防止に向けて業務を見直し、町民の信頼回復に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

この後、詳細につきまして、担当課からご説明をさせていただきます。

○議長（小西秀延君） 舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） まずは12月会議会期中のお忙しい中、全員協議会開催にお時間をいただきましてありがとうございます。このたび下水道事業会計におきまして消費税申告事務に誤りが発生したことにつきまして、町民及び議員の皆様にご心よりお詫びを申し上げ、その内容について説明を申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。本件、下水道事業会計におきまして消費税及び地方消費税につきまして、過大に申告していたことが判明いたしました。還付を受けるための更正の手続きを現在苫小牧税務署に対して行ったものでございます。

資料1点目の経緯でございます。令和4年度の決算業務を行うに当たりまして、税務署との協議において一部消費税率を誤って適用していた旨の指摘を受けたことから、過年度の申告内容につきまして精査をしたところ、同様の誤りが判明したものであります。2点目の具体的

に申し上げますと、消費税率を算出する際に企業債を充てて事業を行った借入当時の年度税率を用いて計算すべきところを、企業債の元金償還に対する繰入を行った年度の税率で計算していたため、消費税を過大に申告し納付していたものであります。

次に2番の更正の請求内容です。1点目ですが、平成29年度の申告分につきましては、今年度9月25日に約439万円の更正請求を行っております。同年10月25日付で更正通知書を受領しており、11月16日にこの金額が還付されております。2点目ですが、平成30年度から令和3年度の申告分約2,706万円につきましては、11月6日に更正の請求手続きを進めてございます。この決定通知につきましては、本日12日に決定報告がいただける予定と税務署に確認を取ってございます。3点目ですが、更正の請求手続きができる法定申告期限が5年以内という規定がございます。これに伴いまして、28年度以前の申告分につきましては時効となり、還付を受けることができないということになります。金額は、約1,263万円と算出してございます。

続きまして、資料の2ページ、3番の影響額でございます。この表は消費税の更正前、更正後、今回の影響額を記載しております。上から、26年度から28年度、3年間の小計1,263万2,000円が先ほど申し上げた時効となる金額でございます。続いて、平成29年度から令和3年度の小計で記載しております3,145万7,000円が今年度中に還付される見込額となっております。

4番の再発防止に向けてでございますが、制度改正時における積極的な情報収集に努めることと、他の関係自治体の事例把握を行ってまいります。続いて、税務署への相談、関連業務における研修の受講等により消費税制度の理解を深めてまいります。用途は違いますが、インボイス制度の導入に伴いまして、既に職員につきましてはこういった研修に参加し、知識を身につける受講をしてございます。次に3点目、職員一人一人がそれぞれの職責に応じたチェック機能強化に努めたいと考えてございます。

続きまして、資料の3ページにつきましては、制度の概要をお示ししてございます。例として記載しておりますが、まず償還のために交付された一般会計の繰入金につきましては、特定収入に該当し課税仕入消費税から控除すべき特定収入に関わる算定例でございます。例と記載されておりますのが、この場合25年度に借入した企業債の元金償還金に充てる一般会計繰入金を令和3年度に収入した場合のケースを記載しております。このときは、企業債の発行が平成25年度の税率5%となっておりますので、本来であればこの5%を適用して計算すべきところを、繰入金の収入年度令和3年度の10%を用いて計算したことを表している資料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。改めまして町民の皆様、議員の皆様に対しまして、本件の事象に対し深くお詫び申し上げます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○議長（小西秀延君） ただいま説明がりましたが、この件について特に確認しておく必要がある方はどうぞ。

1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 1番、水口です。消費税の還付をされるということで、平成29年度から令和3年度まで、3,145万7,000円が還付されるということは、下水道としては消費税が戻ってくるということによろしいですね。

○議長（小西秀延君） 舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 議員のお話のとおりで間違いありません。戻ってくるという解釈でよろしいです。

○議長（小西秀延君） 1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 収入ではなくて、本来多く払い過ぎたものが戻ってくると。そして、先ほどの3ページにある平成25年度の税率5%が令和3年度10%を適用したことによる積み重ねが、先ほど言った平成26年度から28年度1,263万2,000円はもう時効になって戻ってこない。この分は損害だということで今回の報告という意味でよろしいでしょうか。

○議長（小西秀延君） 舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 今回の事務の不適切な部分で、先ほどお話したとおりの1,263万2,000円を損失させたという理由が1点と、そもそもこの制度の理解不足で、合わせて今回協議会を開催していただいた次第でございます。

○議長（小西秀延君） 1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 確かに消費税は民間でも還付されることがあるのです。民間でも事業をやっている消費税は還付されて、本則で課税されていれば還付される。これは企業では当たり前で、こんなことは珍しくて、ただ先ほど26年度から28年度の損失をしました。分かりました。それで今、課長、主幹が懲罰、訓告を受ける、そして町長が10分の1減給と、1,200万円損失をしたからという話なのですけど、今の町長と今の担当者、歴代の課長二人いるという話だったのですけど、そんな懲罰が必要なのですか。今の町長は、これでいくと令和3年度は財政課長だったと思いますし、どうして大塩町長が町長になって懲罰を受けて、そして今の舛田課長や瀬賀主幹を含めて訓告を受けるのか、私は理解できません。民間だって消費税で当たり前で還付は受けるのです。そして、インボイスが始まれば消費税に対してかなり厳しい目で見えていますから。ただ、それで今出てきたという話で、こんなことで今の町長や今の担当者が懲罰を受ける、私はおかしいと思います。受けるのであれば、12月8日に退職した副町長も含めて前の町長も受けなければおかしい話で、この話が今出てきたわけですから、新しい副町長になったと。その辺が白老町のやり方が違うかなと。懲罰は必要ないと思うのです。26年から28年までの1,200万円、これは国庫に行っているだけだと思うのです。国、消費税ですから。議会に対して報告という意味で受け止めますけど、今後懲罰といいますか、今の町長含め今の担当者、過去の担当者、令和3年より前でしたらと思うのですけど、その辺間違いを発見しただけで3,100万円還付されるわけですから、ただ単に更正だと思うのです。間違いを直しただけ、時効を迎えただけ、多分そういう考えなのだと思うのです。全道的にこの話はあるはずなのですけど。町長はいかがですか。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 懲罰処分についてのご質問であります。職員に関する処罰につきましては、庁舎内部の懲罰委員会を開催しまして、どのような取扱いがよろしいかということで懲罰委員会に諮って今回の処分の形になりました。議員がご指摘のとおり、私も全く理解できな

いわけではないのですけれども、1つは町職員の基本である法改正に伴う制度改正の熟知が抜け落ちていたことは、これは今後に向けて再発防止の意味でも必要なことではないかと思っております。さらには、ここはなぜ当時は違ったという議員のお話いただきましたけど、やはり少なからず1,263万円というのは、しっかりと業務を遂行していれば町に損失はなかったことで、私の給料の減額についてははじめ、責任を取らせていただきたいという思いでございます。

○議長（小西秀延君） 1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 町長がそういう思い、職員の皆さんも再発防止ということで、今後そういうことがあれば直ぐに還付申請を行うとか、制度が変われば対応していただければと思います。ただ、そんなに重く受け止めることではないと、民間感覚でいけばこんなのは当たり前ですから、そういう意味を込めて今そちらにいる皆さんにお伝えしたいと思います。

○議長（小西秀延君） 7番、森山秀晃議員。

○7番（森山秀晃君） 7番、森山です。水口議員と重なるのですが、令和4年度に初めて指摘を受けたということで、その前に指摘をしてくれなかった、そもそも税務署も悪いのではないかというのが正直な思いでして、気持ちとしては制度を熟知していなかったということで、はじめとしてというのはあると思うのですが、ただそれを続けていくとなると、実際に何がどこの時点で悪かったのかと不透明になってしまうと思うのです。その部分は正直今答弁受けたのですが、必要ないのかとは感じています。見解をお願いします。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 繰り返しの答弁になってしまうのですが、やはりここは、議員から説明が悪かったのではないかとご意見を頂戴したのですが、町として消費税の申告をしている以上自己責任はありますので、そこはしっかりはじめをつける、今後の再発防止、こういうことはあってはならないという部分も含めて今回は懲罰委員会の結果であり、そして私のはじめという形として捉えていただければと思います。

○議長（小西秀延君） 6番、前田弘幹議員。

○6番（前田弘幹君） 6番、前田です。私も水口議員と一緒に、町長とか現課長の責任というのはいいかなとは思いますが、約1,263万円これが町のお金ということではなくて、町民の財産だと思うので、この点に関してもっと皆さんの減給ではない責任の取り方というのはないのでしょうか。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） この1,263万円というのは町の損失、これは法律上時効を迎えているということで、戻ってこない金額と現実的には捉えております。一方ではそのお金をどのような形でという議員からのご質問なのですけれども、やはりこの後このようなことがないようにしなければならぬとか、再発防止に努めるとか、町としてはそこに向けて取組をしっかりと進めていくとお答えをさせていただければと思います。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって下水道事業会計における消費税及び地方消費税の更正についての協議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時09分

再開 午後 5時10分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、介護保険料の賦課更正についての説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） 引き続きお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。今回の件につきましては、介護保険料の賦課更正についてでございます。このたび介護保険料の賦課におきまして不適切な事務処理が発生したことで、町民の皆様と議員の皆様にご迷惑をお詫び申し上げます。その内容についてご報告を申し上げます。

今回、介護保険料を遡って更正を行った一部の方に対しまして、保険料を過大または過少に算定していたことが判明いたしました。過大に徴収をしていた方へは返還の手続きをすることといたしまして、過大の還付をしていた方には介護保険法による賦課決定期間が過ぎているという理由から返還を求めないという形を取らせていただきたいと思います。

先ほどの上下水道課の下水道使用料も含めて事務の執行にしっかりとした指導をしてきたところでございますが、改めて再発防止に向けて業務を見直し、町民の皆様のご信頼回復に努めてまいりたいと思っております。度重なる不適切な事務処理で、それぞれの課で再発防止策という形で考えているのですけれども、それぞれの課でやっていくのもなかなか難しいという部分も含めまして、自分ごとという役場全体として再発防止策に取り組むべきと。まず具体的な策といたしまして、来月1月末にコンプライアンス研修を一般職、管理職向けに実施をしていく内容でございます。さらには、基本中の基本ではありますが、庁舎内における業務内容の確認のシステム化を図りたいとしておりまして、具体的に制度設計はできていないのですが、このことにつきましては先日臨時課長会議を開催いたしまして、私から指示をしたところでございます。私たち町職員の基本である法制実務執務であったり、行政、財政の業務であったり、誤りがあっては許される事項ではないと私は思っておりまして、ここはしっかり職員一同で襟を正して再発防止に向けて取組を進めてまいりたいと思っておりますので、町民の皆様、議員の皆様にご理解を賜りたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（小西秀延君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 本日は、議会会期中にもかかわらずお時間をいただき誠にありがとうございます。このたびは介護保険料の賦課につきまして、税の過年度更正があった場合の賦課決定期間の運用において誤った事案が判明したことにつきまして、町民並びに議会の皆様にご迷惑をお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、お手元の資料に基づきまして説明をさせていただきます。1、経緯でございます。こちらは令和5年度8月に他自治体で幾つか発表がありまして、本町においても遡及賦課の更正内容について調査をしたところでございます。令和5年の9月8日付で厚生労働省より介護保険の保険料における賦課権の期間制限の起算日において、こちらは平成27年施行の介護保険法の一部改正の内容について見解が示されたところでございます。そちらに基づきまして精査を行ったところ、他自治体と同様の誤りが判明しました。

2、遡及賦課の誤りの内容でございます。これは、平成27年4月1日施行の介護保険法の改正で介護保険料の賦課決定は各年度における最初の納期の翌日から2年を経過した日以降は、賦課決定を行うことができないとされております。ところが所得更正によりまして遡って介護保険料を変更する場合、最初の納期の考え方が我々は普通徴収の第1期の納期限である7月31日ということで、平成27年度以降ずっと運用してまいりました。保険料は特別徴収と普通徴収と2つのいただき方がありまして、普通徴収が納付書払い、口座振替。特別徴収が年金からいただくものになります。本来年金からいただく場合は、5月10日を納期限とするべきであったところを7月31日としたものですから、その間、2ページの裏面を見ていただきたいのですが、平成3年度の保険料を賦課する場合、こちらは年金からいただく方については5月10日が納期限になりますので、5月11日から2年間は賦課できる。5月10日までで終わりです。普通徴収の方の場合は7月31日が納期限ですので、8月1日から2年間賦課できるということで、令和5年5月10日を過ぎて7月31日までの間で所得更正が起きて賦課更生遡る場合、令和3年度の方は特別徴収の方は賦課できないことになります。これをずっと5月11日から7月31日までの賦課できない期間の方について平成27年度以降運用してきたことになります。

1ページにお戻りいただいて、3、遡及賦課誤りによる影響でございます。対象期間、件数、金額は平成29年度から令和5年度の遡及賦課実施分。こちら保険料としては平成27年度から令和3年度分の保険料で、過大徴収した方は3名、5万8,900円。過大還付した方については20名、55万600円になります。

次のページ、4、今後の対応ですが、過大に徴収した方にはもう既に訪問してお詫びを申し上げ返還する手続きを進めております。過大に還付した方については、賦課決定ができる期間が過ぎていることから保険料の返還は求めないと考えております。町長からございましたけれども、法改正の際には正確に内容を把握するため確認を複数職員で行ったり、法改正に疑義が生じる場合は国や道に照会したり、今後は正確な情報把握に努めてチェック体制の強化を図ってまいります。

○議長（小西秀延君） ただいま説明がありましたが、この件について特に確認をしておく必要がある方はどうぞ。

1番、水口光盛議員。

○1番（水口光盛君） 1番、水口です。これも制度改正平成27年ですよね。過去の還付、遡り徴収、特別徴収、普通徴収の話だと思うので、厚生労働省から指示があつて調査したら分かりましたという話だと思うのです。おかしいなというのはあつたのでしょうか。55万円に関

してはもう還付したものはもらえませんと。5万円に関しては過大徴収した方には5万8,000円戻しますという話ですよ。だから55万600円についてはもう遡れないということで、町の介護保険料に被害を与えたという認識でよろしいですか。

○議長（小西秀延君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） おっしゃったように、55万600円につきましては、町に損害を与えたというのは間違いございません。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今日も議案に誤りがあったということで、何点か議案の差し替えがありました。こういうふうになっている原因というのは、やはり白老町財政が大変だということできちんと職員研修を削減してきたからだと思うのです。今回町長がそうでない、きちんと研修をしなければいけないとおっしゃっていましたが、極端に言ってしまったら、ここは知らないから、分からないから起こるミスなのです。分かっている、ずるく怠けてやらなかったミスではないのです。そここのところはとても残念だと思うのです。町長は研修をすればいいとおっしゃっていましたが、財政がやると戻ってきたのですから、ここは全職員ねじを巻いて来年度は一生懸命研修をしていただいて、そういうミスのないようなきちんとしたものを見られる力を持つ職員になっていただきたいと思います。ですから今回のミス、技術的に未熟だったということがよく分かりましたので、これから職員の皆さんねじを巻いてぜひ研修していただければと思います。お考えを伺えればと思います。

○議長（小西秀延君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 先ほどもお話をさせていただいたのですが、やはり私たち職員としては、法制執務や財務会計の仕事というのは基本中の基本になっています。ただ一方では職員の欠員が生じていること、これは1つの言い訳になるかもしれないのですが、しっかりと基礎的な知識をもう一度職員に植え付けることは必要ではなからうかと思っております。そのためには何が重要かということ、やはり外に行って研修することも必要ですし、あとは自前でお金をかけないで研修をすることも方策としてはありますので、ここはしっかりとこういった事案が生じたことを踏まえて再発防止の意味も含めてしっかり捉えて、職員の人材育成に努めてまいりたいと思います。

○議長（小西秀延君） ほかに、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって、介護保険料の賦課更正についての協議を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 5時23分）